

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 非居住者相続の国外財産節税を規制

Q : 非居住者が取得した国外財産についても、相続税が課税されることになると聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 一定の条件を満たす者が国外財産を取得した場合には、課税の対象に含まれることになります。

【解説】

平成12年度の改正には、国外財産を利用した相続税回避行為の歯止め策が盛り込まれています。

現行は、相続開始時点で、日本国内に住所を有しない相続人が取得した相続財産について、日本では、国内財産のみ課税対象となり、国外財産は課税されていません。

今回の改正で、①日本国内に住所を有していない相続人等で、②日本国籍を有しており、③相続人等及び被相続人等のいずれかが相続の開始等前5年以内に日本国内に住んだことがある、という3つの条件を満たす者が国外財産を取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されることとなります。

租税回避として、例えば、相続税がない国に、相続人となる者を住ませ、相続までの間に、財産を国外に移せば、国内財産のみが課税対象となるため、相続税はかからないことになるわけですが、今回の改正により、国外に移した財産も、日本での課税が行われることとなります。

なお、この取扱いは、平成12年4月1日以後の相続もしくは遺贈又は贈与から適用されます。



KIMIYO・I